

(新2号・新3号認定用)

就労誓約書 (施設等利用給付認定前)

私は、児童の施設等利用給付認定申請にあたり、以下の内容について誓約します。

施設等利用給付認定前の方

児童が施設等利用給付認定を受けましたら、3か月以内に就労(月64時間以上)し、勤務証明書を提出します。

なお、3か月以内に就労せず、勤務証明書を提出しない場合には、施設等利用給付認定を取り消しされても異議はありません。

※例えば、4月1日認定開始日であれば7月1日時点で就労していなければ、7月1日以降は認定取り消しとなります。

令和 年 月 日

(宛先) 宝塚市長

住所 宝塚市

氏名

児童氏名	利用中の施設名
(H・R 年 月 日生)	
(H・R 年 月 日生)	